

〈告知に関する重要事項〉

1. 健康状態について、加入申込者ご本人が有りのまます告知してください。(告知義務)

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、ご契約者またはご加入者には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態等につき「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに、正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

2. 生命保険会社の職員・代理店・契約者の職員等へお話しいたいても告知したことはありません。

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・代理店・契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことはありません。告知をされる場合は、必ず「被保険者加入申込書兼一括告知書」または「被保険者告知書」等の指定された書面にご記入のうえご提出ください。

3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。

生命保険会社では、ご契約者間またはご加入者間の公平性を保つため、被保険者の現在および過去の健康状態等すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受判断を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってお引受けすることがありますので、ありのままを正確にもれなく告知してください。

※告知書等への傷病歴等の記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、お申込みをお断りすることがあります。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知いただく事項は、告知書に記載してあります。これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金等が支払われない場合があります。また、既に払い込まれた保険料については、返金されない場合があります。

※なお、「告知義務違反」として解除される場合以外にも、保険金等が支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しになった場合には既に払い込まれた保険料については返金されません。

保険金等が支払われない場合で、対象規程上の支払い事由に該当している場合は、規程に定める金額を保険金等から充当することができなくなりますので十分ご注意ください。